

令和7年 第5回奈井江町教育委員会会議録(第1日)											
招 集 年 月 日		令和7年5月22日			招 集 場 所		公民館 中会議室				
開 会 日 時		開 会	令和7年5月29日			午後 12 時 58 分					
閉 会 日 時		閉 会	令和7年5月29日			午後 1 時 44 分					
応 招 委 員 出席5名 欠席名		教 育 長	相 澤 公		○	委 員	塩 田 邦 恵		○		
		職務代理者	三 原 新		○	委 員	山 本 和 樹		○		
		委 員	矢 萩 優 子		○						
議 事 出 席 職 員		事 務 局 長	遠 藤 友 幸							傍聴人	
		文化振興係主幹	井 内 啓 太							0人	
		教育支援係主幹	井 上 圭 世								
会 議 に 付 し た 議 事 案 件		号 数	件 名					可否区分			
		報告第1号	教育長行政報告					承認			
		議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(奈井江町立学校通級指導実施要綱)					可決			

令和 7 年第 5 回奈井江町教育委員会議事録

	1. 開会 12:58
遠藤局長	お疲れ様です。ただいまより第 5 回奈井江町教育委員会を開催させていただきます。教育長の方から進行お願いいたします。
相澤教育長	改めてご参加ありがとうございます。昨年のようなことはなく、4 月 5 月無事に、スポーツ協会の総会等々を終えることができたのかなというふうに思っております。6 月にいよいよ入る時期になりましたので、様々な昨年度末から仕込みをしてきたことも、少しずつ実践をしていくのかなというふうに思っておりますし、この後報告をさせていただきたいと思っておりますが次年度以降に向けて計画作りなんかも一步一步ですけれど進め始めたという状況ですのでよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。 それでは会議に入ってまいります。次第 3 番目になりますが、前回の会議録の承認ということで説明をお願いします。
井上主幹	3. 前回（令和 7 年 4 月 23 日）会議録説明
相澤教育長	皆さんから何かございますか。
委員	ありません
相澤教育長	それでは、承認いたします。
相澤教育長	4. 報告 報告第 1 号 教育長行政報告 1 ページをご覧ください。 まず 4 月 28 日です。弘前大学で蒔田准教授と私の方で面談をさせていただいております。ここ数年ですね、朝活の中で子どもたちに対する主権者教育をさせていただいておりますが、その時の教材として使ってる「ポリポリ村の民主主義」という絵本を作った方でありまして、蒔田先生から色々ご示唆をいただけてきたところであります。 次に 4 月 30 日です。教育セミナーということで、工藤勇一先生を講師に迎えてオンラインという形ではありますけれども、セミナーを開催しております、小中学校の先生たちが参加し、録画したものについてですね、今年度開催をしていく、各種検討委員の町民の皆さんにも視聴いただいているという状況であります。なお、今年度工藤先生のセミナーにつきましては、あと 2 回開催いたしまして、残りの 2 回については教職員用でありますので、町民公開は考えておりません。 5 月 1 日ななかまの塾の講師吉田愛海先生を採用して辞令書の交付を行っております。 5 月 9 日です。札幌大学に行ってきました、伊藤健治准教授と面談をさせていただいております。伊藤先生は子どもの権利に関する条例について研究をしてきた方で、奈井江町の子どもの権利条例については、制定後、今まで 1 回も改定が行われていないので、伊藤先生にお願いをして、奈井江町のこの条例が奈井江の子ども達にとって、果たして今も効果的に機能しているのかということ、学生さんたちにも関わっていただきながら、検証や意見をいただきたいというようなことでお話をさせていただいております。また、内々の段階

相澤教育長	なのですが、札幌大学の方でご協力をいただけるということのお話を聞いているところであります。 5月13日ですけれども、私が東京の方に出張してきまして、全国町村教育長会の定期総会と研究大会に参加しております。総会の方では先生たちの働き方改革あるいはそのことによる子どもたちの安定した学びを保障しようということで教員数の確保だったり、それに関する諸問題について、国に対してしっかり物を申していこうということが決議をされております。また研究大会としては3つの団体の方から事例発表がありまして、3団体のうち1つは北海道中標津町であります、義務教育学校の実践塾としてというような形で、非常に勉強になる有意義な研究事例の報告をお聞かせいただいたと思っています。 次が5月15日になります。北海道科学大学と奈井江町の連携協定の締結式を行っております。科学大学で様々なミニ講座が準備されておりますので、それらをしっかりこちらの方でも検討させていただいて、ななかまの講座や公民館講座でですね、連携をさせていただければなというふうに思っております。 そしてつい先日になりますが5月26日奈井江小学校に隣接する笹原さんの圃場で奈井江小学校5年生と奈井江商業高校1年生の田植えの体験授業を行っております。この日、NHKさんの取材も受けておりまして、その日の夜、ホットニュース北海道で、この取り組みの様子が流れているという状況であります。 あとここには記載がありませんけれども、ななかまの塾の先生、もう1人の採用も決まっております、来月の1日付で採用するというところで決まっています。 以上が行政報告になります。
相澤教育長	みなさんから何かございますか。
委員	ありません。
相澤教育長	それでは、報告済みといたします。
相澤教育長	それでは、次第5番「議事」に入ります。 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて(奈井江町立学校通級指導実施要綱)」説明をお願いします。
遠藤局長	説明
相澤教育長	今年度から通級指導教室を開設するという事は皆さんご承知おきいただいているかと思いますが、4月の人事異動で奈井江小学校の角先生が通級指導教室の専任先生になり、4月5月に取り出しを行う子どもたちの保護者との面談をして、5月中旬ぐらいからですね、実際に取り出し授業を行っております。学年だったり、その評価みたいところで今後対応が変わっていくことありますが、1人授業もあれば、4人ぐらいの授業もあったり、実施時間帯も、授業時間中であったり、放課後ということもあるということです。まだ始まったばかりなので、成果云々ということはまだ申し上げるに至りませんが、子どもたちの様子を見ている教頭先生からお聞きをすると、非

相澤教育長	常に効果がある取り組みなのかなということで今期待しているということでお聞きをしているところであります。そこで通級指導教室開設に伴い要綱を定めなさいということがあるものですから、日付を遡る形になり申し訳ありませんが、今回提案をさせていただいているということでもあります。何かこの件でご質問ございますか。
三原委員	学校から通級指導申込があった場合、教育委員会で却下するようなことは基本ないという考えですよ。
遠藤局長	実際に学校の方でそういった児童がいた場合、どのような状況なのかということを確認し、その上で判断をいたしますので、状況によっては却下ということもないわけではないかと思いますが、基本、学校からは子どもたちの状況を把握した上で申込になりますので、却下という想定はないと思っています。
三原委員	わかりました。
矢萩委員	学習の頻度はどうようになるのでしょうか。毎日だったり、週に何回とか、時間帯とか決まっているのでしょうか。
遠藤局長	その子どもにどんな指導方法が適切かっていうところで、時間帯ですとか、週何回ですとか、それぞれ指導回数等異なっていて、先ほど教育長が申し上げましたが、児童1人の場合もあれば複数の場合もあり、スケジュールの中で組んでいて、みんな一律というわけではなく、子どもの特性上によって、回数等変わっていくことになっています。
矢萩委員	個別にあくまでも勉強させるっていうか、分からないところを補う補講みたいな感じですかね。砂川とか、奈井江にもあるんですけど、障がいを持った子どもたちの放課後の居場所として「ひかり」というのがあって、私も月に1回英語教養に行っているのですが、小学校、幼児や学校行く前の子どもたちだけ集めて、午前中やってたりとかっていうのもあるようなんです。午後から放課後は学校まで迎えに行き、そして家まで送ってくれるそうです。そこは学年が一緒になっていて、その日によっては10人だったり15人だったり、小学生と中学生がミックスされているような状態の中で、その日にいろんな課題を出したり、宿題をやったり、あとちょっとイベント的なことをやったりとかという感じでやっているのですが、そういうのとは全く別になるっていうことですね。あくまでも学校でやっている授業の内容で、そこがちょっとできないところをまた繰り返し勉強するっていう感じなのではないでしょうか。
井上主幹	「ひかり」さんの形態とは違いますね。あくまでも、子どもの特性に応じて学習指導を行う場になります。
塩田委員	障害の種類と書かれていますが、これはあくまでも先生目から見たものなのか、病院でしっかりと診断されたものとなるのでしょうか。
相澤教育長	通級指導の対象者は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥、あとは自分でご飯を食べることが難しいとか、何らかの発達障害があるみたいなことになります。それで重度のものについては、もう完全に取り出しをする特別支援教室で勉強する。軽度のもので、普通教室の中に入れて生活自体は問題ないのだけれど、障がいを抱えていて学習のサポートは必要という子どもたちを対象に通級指導教室で取り出して、何かしらの教科の授業

相澤教育長	を教えるということになります。わかりやすく言うと、この教科だけは少人数でとか、マンツーマンでやりましょうっていうことです。それで国の基準は該当する子どもたちが13人で1人教員を配置しますよっていうことになっているので、1人で最低限13人見なきゃいけないということです。そこに起因して毎日取り出しする子も出てくるかもしれないし、週に1回とか午前中1回別な日に例えば放課後1回とかっていう取り出し授業をするっていうことが出てくることになります。今年度から始めた奈井江小学校は1週間の中で対象人数が基準よりも多い子どもたちの数になっているので、午前中に1回、放課後1回みたいな、これもその通りじゃなくてイメージですが、そういう感じで子どもたちの学習をサポートし、さらにもうちょっと言うと、さっきいくつかの障がいの種類を言いましたが、そこにはあんまり該当してなくて学習障害かなって思われる軽度な子たちを学校の方でピックアップして、保護者と面談をして、取り出し授業を「受けますか、受けませんか」、「受けたいです」ってなった子どもたちが今、5月の中旬から通級指導教室に通っているというようなことです。それで私の立場としては、学校現場でプラスアルファの取り出し授業が必要だと判断したものについては、教育委員会で、そうはならないということにはならないと思っていますので、学校から申込があったものは、逆に「しっかり対応してください」ということになるのかなと思っています。今回定めた要綱は書類の手続き上の話だと思ってもらって構いません。ただ、繰り返すにはなりますが、保護者の承諾がない限り、通級指導にはいけないので、そのことも書類の様式の中で今回定めています。
三原委員	まったく障がいのない子が、ちょっと算数がわからないとか苦手というだけで保護者が希望しても、この通級には通えないという理解ですね。
相澤教育長	その子の状況によると思いますが、ただ分らないという理由だけでは、学校段階から申込されないということになります。
相澤教育長	他に何か質問ございますか。
委員	ありません。
相澤教育長	それでは次第6番「その他」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	6. その他 ○教育ビジョン検討委員会経過説明～井上主幹 ○連絡事項 ・教育支援係分～井上主幹説明 ・文化振興係分～井内主幹説明 ・町民プール開館時間変更案説明～遠藤局長 ○次回開催 令和7年6月26日（木）午後1時～
相澤教育長	説明がありましたが、何かございますか。
委員	ありません。
相澤教育長	それでは以上で、第5回教育委員会を終了いたします。 お疲れ様でした。
	7. 閉会 13：44